

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 7 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700004号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700005号

第1 結論

請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成25年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年8月の標準報酬月額については、15万円から28万円に訂正する。

平成25年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成25年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月1日から平成25年9月1日まで

請求期間において、夫(訂正請求記録の対象者)が、A社から支給された給与額と標準報酬月額は、大幅に相違している。調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成25年8月1日から同年9月1日までの期間については、A社が保管する給料一覧表及び給与集計表並びに請求者が所持する給料明細書(以下

「給料一覧表等」という。)によると、訂正請求記録の対象者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の平成 25 年 8 月に係る標準報酬月額については、給料一覧表等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者の請求期間における標準報酬月額は、平成 25 年 8 月までは 15 万円、同年 9 月からは 30 万円となっているところ、A 社が保管する給与集計表によると、厚生年金保険料控除額は同年 8 月分から変更されていることが確認でき、同社の現在の社会保険事務担当者は、「平成 25 年 8 月分の厚生年金保険料控除額については、当該保険料を控除する給与から、誤って、同年 9 月分の保険料額を控除したと思われる。また、保険料の納付は、年金事務所から届く納付書の額で納付している。」旨陳述していることから、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間については、請求者の所持する給料支払明細書、給料明細書及び預金通帳並びに A 社が保管する給料一覧表及び給与集計表並びに同社元顧問税理士が保管する給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、訂正請求記録の対象者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが認められるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致することから、当該期間については、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700006号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年7月
⑦ 平成18年12月
⑧ 平成19年7月
⑨ 平成19年12月
⑩ 平成20年7月
⑪ 平成20年12月
⑫ 平成21年7月
⑬ 平成21年12月
⑭ 平成22年7月
⑮ 平成22年12月

A社に勤務していた期間の標準賞与額の記録について、年金事務所から通知が届いたため年金記録を確認したところ、請求期間①から⑮までの標準賞与額が記録されていないことが分かった。

報酬明細表等の資料を提出するので、請求期間①から⑮までの標準賞与額について記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の履歴によると、請求者は、平成13年12月1日から平成23年3月31日までの期間において、同社の関連会社の社長又は副社長として勤務していたことが確認できるところ、A社の人事総務統括センターの担当者は、「弊社の関連会社の社長又は副社長に就任すると年俸制となり、給与と賞与の合算額を12等分して毎月支給するため、請求期間①から⑮までにおいて請求者に賞与を支給していない。」旨陳述している。

また、厚生年金保険法において、賞与とは、「労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごと（年3回以下）に受けるものをいう。」と定められているが、請求者が所持する「賞与決定のお知らせ」（2004年12月3日付け）によると、2004年（平成16年）夏及び同年冬の賞与が決定（774万円）され、同年4月から2005年（平成17年）3月までの期間に月次報酬で調整給として支給される金額（711万円）との差額（63万円）が、2005年度月次報酬で調整給として支給される旨記載されている上、請求者が所持する2005年度及び2006年度（平成18年度）の「新報酬決定のお知らせ」並びに2005年4月及び同年6月から2007年（平成19年）3月までの各月の報酬明細表によると、2005年度又は2006年度の年間想定賞与額及びそれぞれ前年度の賞与精算分の合計額を12で除した額が調整給として各月に支給されていることが確認できる。

さらに、請求者が所持する平成18年分の源泉徴収票から確認できる給与支払金額及び社会保険料控除額は、前述の報酬明細表の2006年1月から同年12月までの支給額の合計額及び社会保険料控除額の合計額と一致している上、請求者が所持する平成21年度（平成20年分）及び平成22年度（平成21年分）給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収額通知書並びに平成22年分の源泉徴収票から確認できる各年の給与支払金額及び社会保険料控除額は、A社から提出された請求者の報酬明細表（2008年（平成20年）1月から2010年（平成22年）12月まで）から確認できる各年の支給額の合計額及び社会保険料控除額の合計額とそれぞれ一致していることが確認できる。

加えて、平成19年6月から平成23年6月までの期間の請求者の給与振込口座に係る取引履歴明細表により、請求期間⑧から⑮までにおいて賞与の振込が無いことが確認できる上、A社から提出された履歴により、請求期間①から⑮までにおいて、請求者と同様に同社の関連会社の社長として勤務していたことが確認できる同僚について、当該期間に係る賞与記録がオンライン記録で確認できないとともに、B健康保険組合の回答によると、当該期間に係る請求者の賞与記録が確認できないことから、当該期間において、厚生年金保険法における賞与が請求者に支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

このほか、請求者の請求期間①から⑮までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。